

徳島市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、市発注工事における入札・契約手続等の公平性の確保と透明性の向上を図るために設置する徳島市入札監視委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 市が発注した予定価格が200万円を超える工事及び予定価格が100万円を超える

工事に関する調査・測量・設計等の委託（以下「工事等」という。）に関し、入札・契約手続等の運用状況等についての報告を受けること。

(2) 市が発注した工事等のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、公募型指名競争入札及び公募型指名競争入札を除く指名競争入札（以下「通常の指名競争入札」という。）に係る指名の理由及び経緯、随意契約に係る随意契約とした理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 一般競争入札における競争参加資格がないと認めた理由、公募型指名競争入札及び通常の指名競争入札における非指名理由並びに総合評価方式による入札における落札決定結果に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び組織等)

第3条 委員は、建設・法律・経済等の各分野から、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会は、5名以内の委員で組織する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

8 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、年2回開催する。

4 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 6 会議は、非公開とし、議事概要はこれを公表する。
- 7 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(抽出)

第5条 委員長は、第2条第2号に定める工事等の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

- 2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。
- 3 抽出方法は別に定める入札・契約方式別発注工事等一覧表の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点等があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。
- 4 緊急やむを得ない事情があり、第1項の会議を開催できないときは、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。
- 5 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を市長に報告するとともに、直近の会議において、委員会に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１月２３日から施行する。

氏 名 等	備 考
多 田 正 孝	公認会計士
谷 口 英 一	弁護士
則 包 光 徳	徳島文理大学 短期大学部教授
臼 井 正 樹	四国大学 経営情報学部教授
上 野 勝 利	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部准教授